

セカンドライフにおける リスクと備え



【本資料のご利用にあたっての注意事項等】

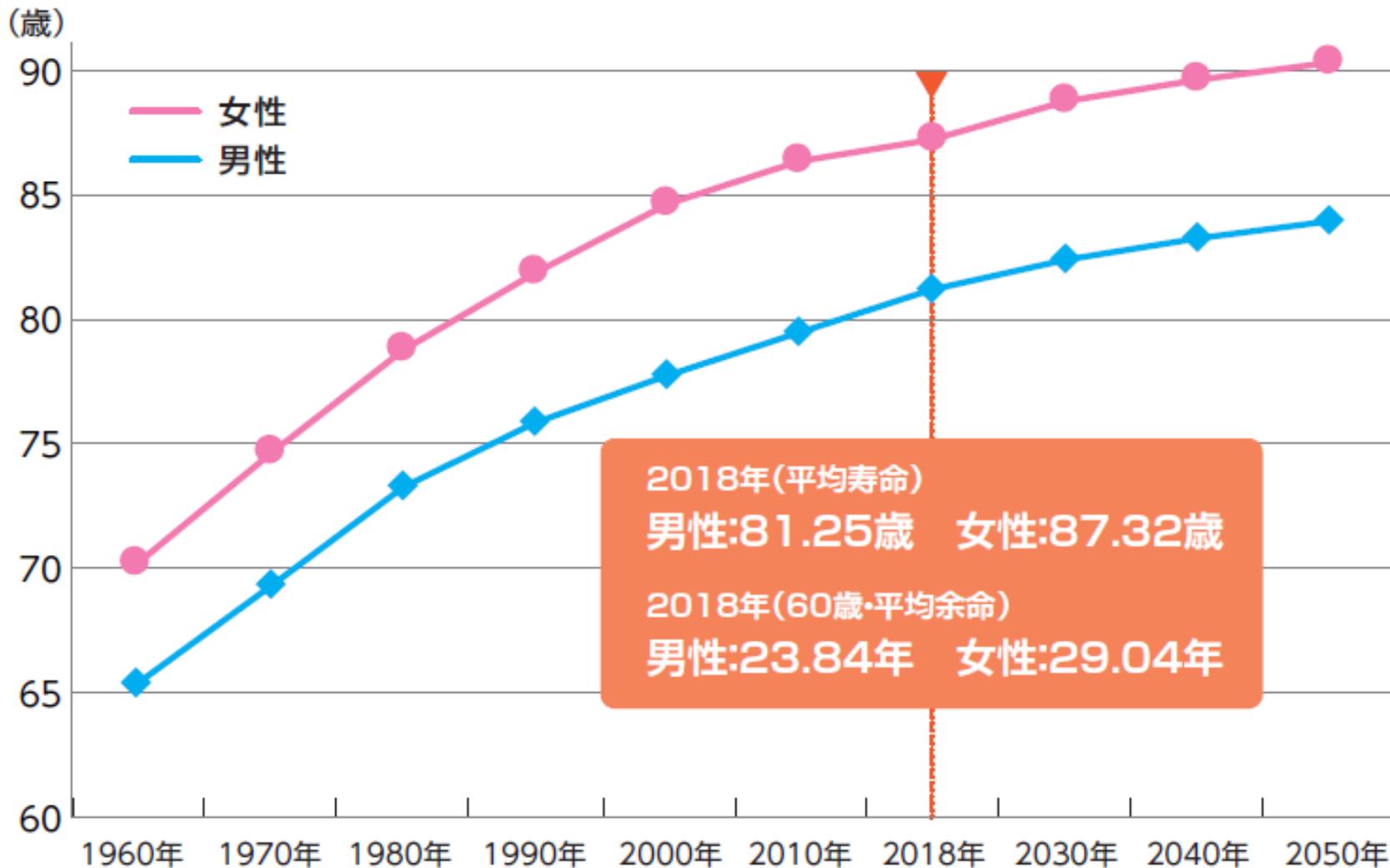
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

本資料表紙の【本資料のご利用にあたっての注意事項等】および巻末の「【留意事項】福岡銀行からのお知らせ」を必ずご覧ください。

セカンドライフにおける 不安とリスク

長寿化・高齢化

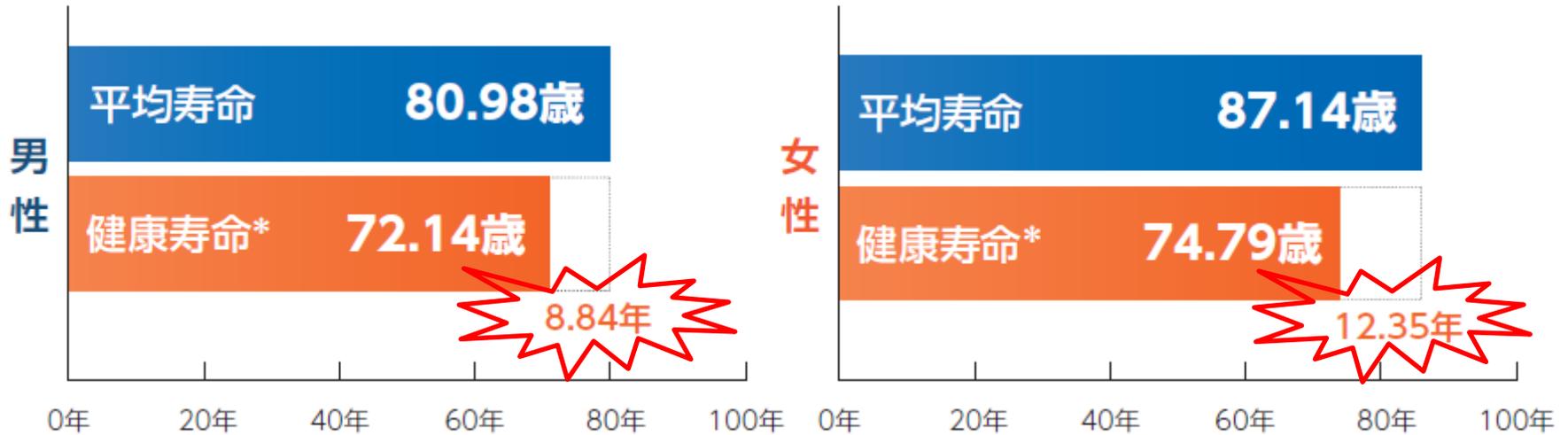
[平均寿命の推移・予測]



出典：2018年までは厚生労働省「平成30年 簡易生命表」より。

2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計・死亡中位)」より。

平均寿命と健康寿命



健康寿命とは・・・

介護を受けたり寝たきりになったりせず、支障なく日常生活ができる期間のことをいいます。したがって、**平均寿命と健康寿命の差**は、日常生活に制限がある期間といえます。

出典：厚生労働省「平成30年 簡易生命表」

「セカンドライフ」は長い

男 性		現在の 年齢	女 性	
現在の年齢+平均余命	平均余命*		現在の年齢+平均余命	平均余命*
83.84歳	23.84年	60歳	89.04歳	29.04年
85.84歳	15.84年	70歳	90.10歳	20.10年
89.06歳	9.06年	80歳	91.91歳	11.91年

【出所】厚生労働省「2018年簡易生命表」

※ ある年齢に達したものが、その後生存すると期待される年数。

平均余命に比例して、ご退職後の時間(セカンドライフ)は長くなっています。
老後にゆとりある生活を送るためには、生活費のそなえが必要といえそうです。

介護の現状①

～要介護（要支援）認定者数～

令和2年10月1日現在の人口
(出典：各県ホームページより)

〈要介護(要支援)認定者数〉

約**668万人**

※厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)
(令和元年10月分)」

2018年の1日平均入院患者数
(約125万人*)の

約**5.3倍**に達します。

*厚生労働省「2018年 医療施設(動態)調査・病院
報告の概況」

福岡県	
人口	5,109,906人
うち75歳以上	710,275人
(男性)	263,543人
(女性)	446,732人

長崎県	
人口	1,310,660人
うち75歳以上	221,252人
(男性)	80,785人
(女性)	140,467人

熊本県	
人口	1,738,173人
うち75歳以上	287,111人
(男性)	107,539人
(女性)	179,572人

75歳以上の 要介護(要支援) 認定者	238,995人
(男性)	63,494人
(女性)	175,501人

75歳以上の 要介護(要支援) 認定者	78,204人
(男性)	20,432人
(女性)	57,772人

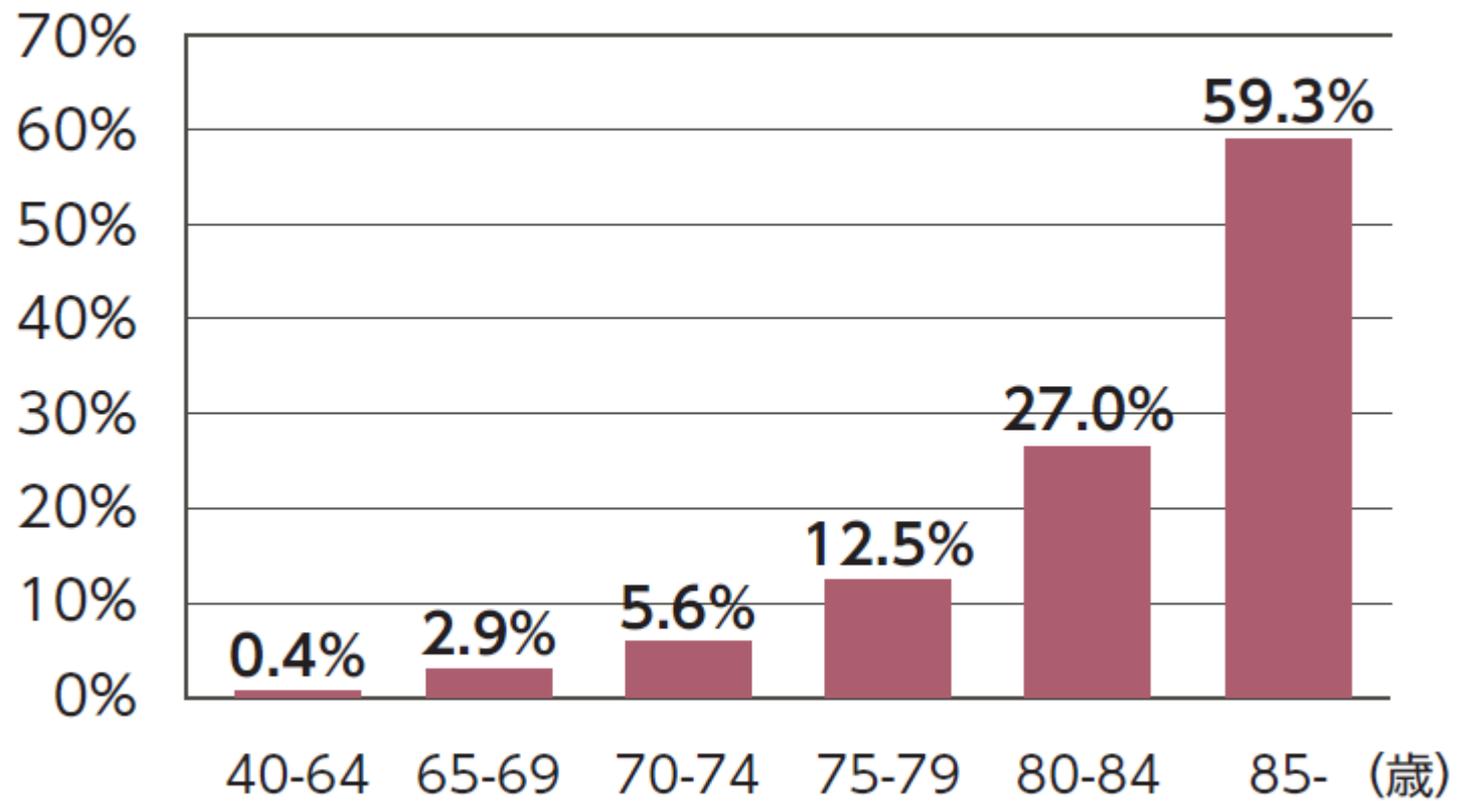
75歳以上の 要介護(要支援) 認定者	98,184人
(男性)	26,230人
(女性)	71,954人

出典：厚生労働省介護保険事業状況報告 月報(暫定版)令和2年10月

各県とも、75歳以上の人の約3人に1人、そのうち女性に限ると約2.5人に1人が要介護（要支援）認定を受けていることとなります。

介護の現状② ～年代別の介護～

〈年齢別の要介護(要支援)認定者割合※2〉



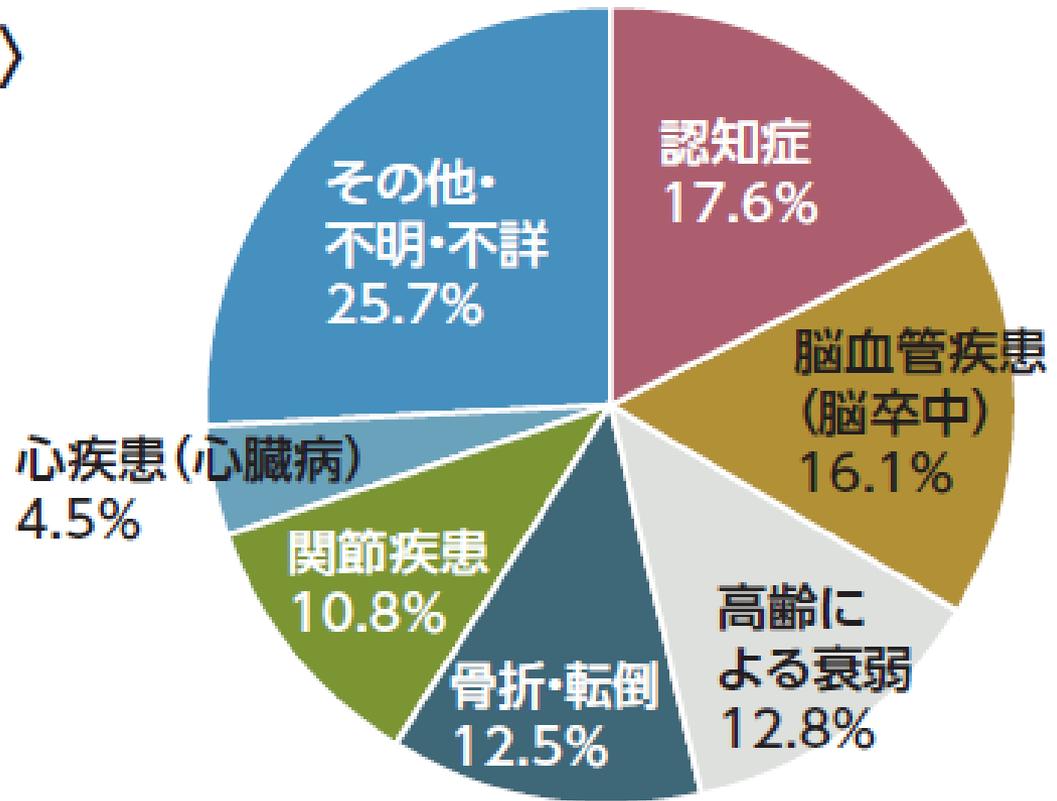
※2 厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(2020年7月分)」
総務省統計局「人口推計月報(2020年7月1日現在)」

介護の現状③

～介護となる原因～

〈介護が必要となった原因※1〉

介護が必要となる病気の原因は認知症が第1位、次に脳血管疾患(脳卒中)となっています。
一方で骨折や転倒などで介護が必要になるケースも。



※1 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」

介護の現状④

～要介護（要支援）状態の目安～

軽度

要支援1

○入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。

要支援2

○食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要。

要介護1

○立ち上がりや歩行などに不安定さがみられる。

要介護2

○食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。

○立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。

要介護3

○食事や排泄に一部介助が必要。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。

○立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。

要介護4

○食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。

○立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。

要介護5

○食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。

○歩行や両足での立位保持はほとんどできない。

重度

相続の現状①

～相続税基礎控除～

基礎控除が平成27年1月1日から引き下げられました。基礎控除の引き下げにより、これまで課税対象ではなかった人も、課税対象となる可能性があります。

基礎控除の引き下げ

改正前

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

改正後

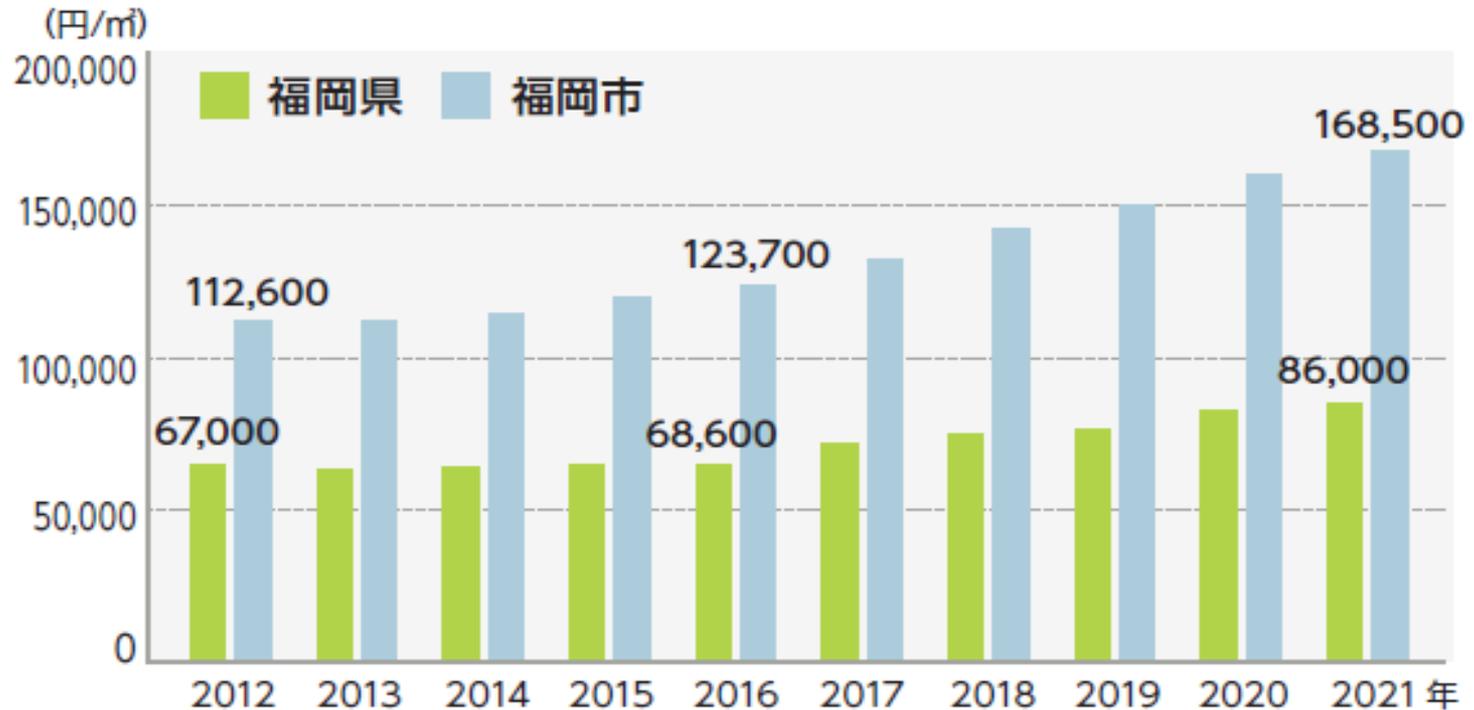
$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

相続の現状②

～地価の上昇～

福岡県および福岡市の住宅地の地価推移

相続に大きく関係する不動産の価格ですが、福岡市では住宅地の地価が10年前と比較し、1.49倍と大きく上昇しています。



※参考資料

国土交通省 2021年地価公示

相続の現状③

～財産額に比例して相続税額も増加～

相続税額早見表

相続財産 (課税価格) (基礎控除前)	配偶者がいる場合（一次相続）				配偶者がいない場合（二次相続）			
	子ども 1人	子ども 2人	子ども 3人	子ども 4人	子ども 1人	子ども 2人	子ども 3人	子ども 4人
4,000万円	0万円	0万円	0万円	0万円	40万円	0万円	0万円	0万円
5,000万円	40万円	10万円	0万円	0万円	160万円	80万円	20万円	0万円
6,000万円	90万円	60万円	30万円	0万円	310万円	320万円	220万円	160万円
7,000万円	160万円	113万円	80万円	50万円	480万円	470万円	330万円	260万円
8,000万円	235万円	176万円	138万円	100万円	680万円	620万円	480万円	360万円
9,000万円	310万円	240万円	200万円	163万円	920万円	770万円	630万円	490万円
10,000万円	385万円	315万円	263万円	225万円	1,220万円	1,840万円	1,440万円	1,240万円
15,000万円	920万円	748万円	665万円	588万円	2,860万円	3,340万円	2,460万円	2,120万円
20,000万円	1,670万円	1,350万円	1,218万円	1,125万円	4,860万円	4,920万円	3,960万円	3,120万円
25,000万円	2,460万円	1,985万円	1,800万円	1,688万円	6,930万円	6,920万円	5,460万円	4,580万円
30,000万円	3,460万円	2,860万円	2,540万円	2,350万円	9,180万円	8,920万円	6,980万円	6,080万円

*法定相続人が法定相続分どおりに相続した場合の税額です。

*税額控除は配偶者の税額軽減のみを適用しています。

*税額は万円未満を四捨五入しています。

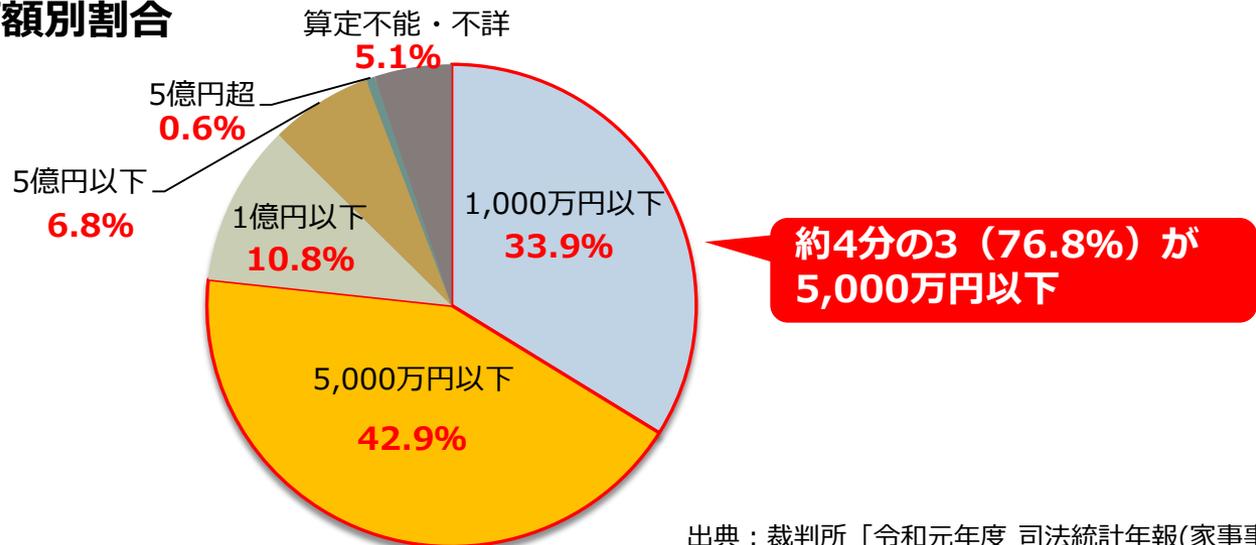
相続の現状④

～相続でご家族が揉めてしまう可能性も～

遺産分割事件（家事審判・調停）の新授件数の推移



遺産分割事件数の遺産価額別割合



不安とリスクの解決策

介護に対する不安と内容①

～多くの方が不安に感じています～



「不安感あり」とした人の不安の内容（上位5項目）

- 1位 **家族の肉体的・精神的負担**（66.7%）
- 2位 **公的介護保険だけでは不十分**（59.1%）
- 3位 **家族の経済的負担**（57.6%）
- 4位 **介護サービスの費用がわからない**（48.8%）
- 5位 **家族の時間を拘束する**（48.7%）

出典：(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

介護に対する不安と内容②

～介護費用と準備～

〈介護に要する自己負担額※3〉

介護費用

月額平均

8.3万円

(平均年数5年1ヵ月)

【出典】(公財)生命保険文化センター
2021年度「生命保険に関する全国実態調査」



在宅 約367万円

平均月額4.8万円×61.1ヵ月※
+一時費用74万円



施設 約745万円

平均月額12.2万円×61.1ヵ月※
※介護期間の平均は約61.1ヵ月

※3 (公財)生命保険文化センター
「2021年度 生命保険に関する全国実態調査」

介護費用をご本人の預貯金で準備していた場合、預貯金を自由に引き出せなくなる可能性があります。

親が認知症を発症
要介護認定を受ける



預貯金を自由に
引き出せなくなる
可能性が...



親の介護費用を
家族が負担



介護に対する不安の解決策①

～家族いっしょに考えよう～

「親が元気なうちから把握しておくべきこと」チェックリスト

主なツール利用者：従業員		
親が元気なうちから把握しておくべきこと ～突然、介護に直面しても困らないために～		
このチェックリストは・・・ ★従業員（あなた）が、 ★「介護への事前の備え」の一環として、親の状況や親の住む地域の地域包括支援センターの情報などを確認・記録するためのツールです。 ★あなた自身の親以外の家族（たとえば、配偶者の父母や祖父母など）に対しても用いることができる内容となっています。各自の状況に合わせてご活用ください。 ※人事担当者から、介護に直面する可能性が高まる 40 歳代・50 歳代の従業員を中心に、研修資料などとしてお配りください。		
留意点 ◇ 個人的な情報を記載するシートです。お取り扱いには十分ご注意ください。 ◇ 親の状況確認を継続して行うことが、親の行動面・健康面の変化などの把握につながります。定期的に確認し、その内容を本シートに記載しましょう。 ◇ また、シートは毎回ファイリングするなどして保管しておきましょう。		
1	まずは親が 65 歳、または自分が 40 歳になったら親と話し合	
う 介護は誰もが直面する可能性があり、「介護への事前の備え」はとても重要です。しかし、親が元気であるうちは、「親に介護が必要になったらどうするか」といった話題は親子間でもなかなか切り出しにくいものです。そこで、まずは親が介護保険の保険証が届く 65 歳を迎えたとき、あるいは、あなたが介護保険料を納付し始める 40 歳を迎えたときなどに、介護について話し合ってみてはいかがでしょうか。		
2	親の状況を把握する	
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.		

親に介護が必要になったら」という視点で、親の状況を把握することから始めましょう。		
きとの関係	お名前	記入日
父	A 子	平成●年●月●日
母	B 男	平成●年●月●日
ください	こちらにご記入ください	こちらにご記入ください
親の老後の生き方の希望は？ 後の生き方」や「介護が必要になった場合の暮らし方」についてどのような考えを持っているか必ず知っておきたい情報です。親自身が具体的な希望を持っていないこともありますが、子で話し合う機会を持つとよいでしょう。 のから、□にチェックマークを入れてください。また、必要に応じて、四角い枠の情報を書き込んでください。		
必要になった場合、誰とどのように暮らしたいか		
二介護してもらうことへの抵抗感の有無		
サービスを利用するか		
親に同居するか		
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.		

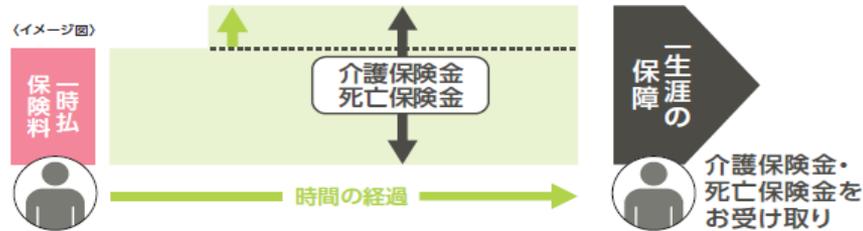
介護に対する不安の解決策②

～生命保険も活用できます～

一般的な介護型保険

介護にそなえる

介護・認知症の状態では保険金が受け取れます。



指定代理請求制度

- 受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であるなどの事情があると保険会社が認めた場合に、あらかじめ定めた指定代理請求人が被保険者に代わって介護保険金を請求することができます。
- 指定代理請求人は、代理人の指定時・代理請求時ともに被保険者の配偶者など約款で定められた範囲内の人であることが必要です。
- 受取口座を指定代理人の口座とすることも可能です。

		指定代理請求(特約)
指定できる人数		1人
指定できる範囲		各保険会社の規定 (例) 被保険者の配偶者、直系血族、3親等以内の親族のいずれか1人
保険金請求時の被保険者の意思表示能力		意思表示が困難な場合
介護保険金	財産の帰属先	被保険者
	受取口座	被保険者または指定代理請求人の口座
	受取時の税務	原則非課税

※取扱いについては、各保険会社により異なる場合があります。

遺言書の作成

ご自身の「意思」「想い」により、
「大切な財産」を「大切な方」へ相続することができる手段です。

遺言とは

- 法定相続分とは異なる遺産配分が可能
- 具体的な遺産配分の指定が可能
- 法定相続人以外にも遺産配分が可能
- 相続人の相続手続きの負担軽減が可能

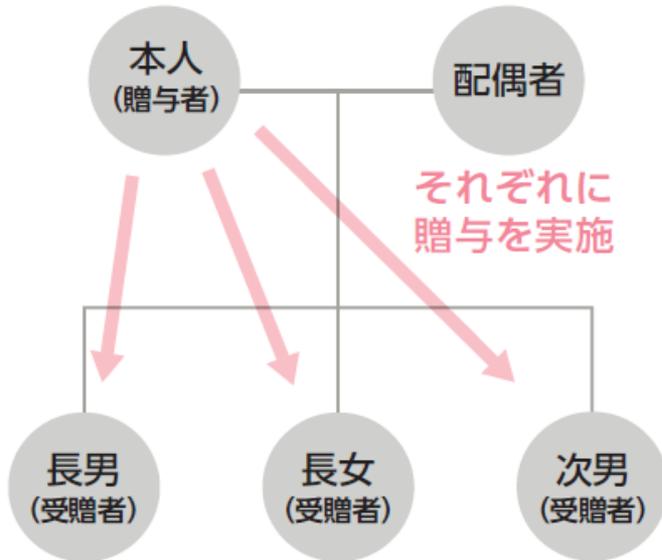
■ 遺言の種類

遺言書の種類には、「自筆証書」「公正証書」の2種類があります。双方にメリット・デメリットがありますが、最近では形式に不備がなく確実に遺言を執行することができる「公正証書遺言」を遺される方が多くなっています。

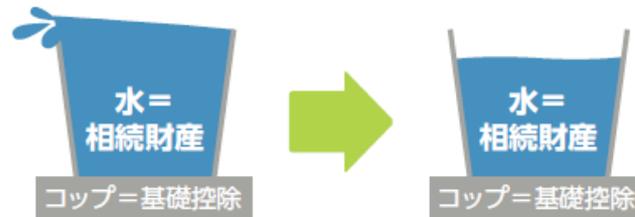
種類	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	遺言者本人	公証人
証人・立会人	必要なし	2名以上
保管	遺言者本人	原本は公証役場、写しは遺言者本人
検認	必要	不要
費用	無料	有料
メリット	<ul style="list-style-type: none">● 手軽に作成できる● 費用がかからない	<ul style="list-style-type: none">● 形式に不備がない● 検認の必要がない
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● 内容に不備が多い● 紛失・改ざんのリスクがある	<ul style="list-style-type: none">● 作成に手間がかかる● 費用がかかる

生前贈与のしくみ

「生前贈与」の活用



あふれていた水 (相続財産) を贈与で減らし、コップ (基礎控除内) に収める



本人の資産は減るが世帯で考えると同じ

→資産の置き場所を変える

非課税枠の例

暦年贈与

- 毎年1月1日～12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額に応じて、贈与税を納税する形式の贈与です。
- 受贈者1人につき年110万円までは非課税です。

税制に関するご留意点

本パンフレットは2019年10月現在の税制にもとづき記載しています。税務上の取扱いの詳細については、税理士や所轄税務署などにご確認ください。

生命保険の活用

1 非課税枠の活用

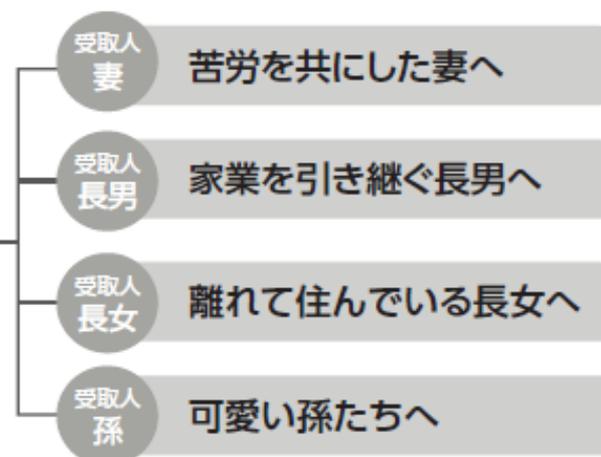
死亡保険金には、相続税の非課税枠があります。

500万円×法定相続人の数

被相続人が「契約者＝被保険者」で、相続人が「死亡保険金受取人」の場合、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠を活用できます。(相続税法第12条)

2 お金に宛名をつけられます

- 生命保険には受取人を指定する機能があります。
- 生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。
- 生命保険でのこすと原則、遺産分割協議の「対象外」となります。



【留意事項】福岡銀行からのお知らせ

【生命保険に関する留意点】

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」等は福岡銀行本支店等にご用意しております。
- 福岡銀行は生命保険の募集代理店です。生命保険の引受は行っておりません。
- 生命保険は預金ではなく、元本保証はありません。また、預金保険の対象ではありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・年金原資額・給付金額・解約返戻金額等が削減されることがあります。
- 商品によっては、国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。死亡保険金額・年金原資額・解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクは、ご契約者が負う事になります。
- 外貨建ての保険の場合、外国為替相場の変動により、死亡保険金額・年金原資額・解約返戻金額等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- 商品によっては、ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費用等がかかる場合があります。また、一定期間内に解約された場合、解約控除や市場価格調整費用等がかかる場合があります。ただし、費用等は商品ごとに費用の種類や料率等が異なるため、記載することができません。詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」等をご覧ください。
- 生命保険のお申込みにあたって、円貨を外貨に転換される際は為替手数料が上記の各種手数料とは別にかかります。
- ご契約中の生命保険を解約したり、一部解約した場合の解約返戻金は払込保険料を下回る場合があります。平準払の生命保険では商品によっては解約返戻金が全く無い場合もあります。
- 法令等の定めにより、商品によっては、お客さまの「お勤め先」や「福岡銀行への融資お申込み状況」等により、福岡銀行でお申込みいただけない場合があります。
- 商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があり、健康状態等によってはご契約いただけない場合があります。また、お申込みの際に告知していただいた健康状態等が事実と違っていた場合などは、死亡保険金や給付金等をお支払いできない場合がございます。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」等でご確認ください。
- 平準払の生命保険において、保険料のお払い込みがないまま一定の猶予期間が過ぎた場合、ご契約は効力を失います。また、商品によっては解約返戻金の範囲内で保険会社が自動的に保険料のお立替を行う「自動振替貸付」という制度があります。この場合、自動振替貸付について保険会社所定の利率で利息が発生いたします。また、自動振替貸付の元利金が解約返戻金額を超過した場合は、保険会社所定の金額をお払い込みいただく必要があります。お払い込みが無い場合、契約は効力を失います。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」等でご確認ください。
- 生命保険にご契約いただくか否かが、福岡銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 福岡銀行では、借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする生命保険のお申込みはお断りしています。
- 生命保険のお申込みに際しては必ず、生命保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

株式会社福岡銀行